

大起産業株式会社

(平成26年3月期)

1. 会社の概況

① 商号、許可年月日等

商号又は名称	大起産業株式会社
代表者名	代表取締役社長 田中 弘晃
所在地	名古屋市中区錦二丁目2番13号
電話番号	052-201-6311 (代)
許可年月日	平成22年12月28日
加入協会名	日本商品先物取引協会 日本商品委託者保護基金

会社の沿革

年月	概要
昭和25年8月	大起証券株式会社（その後合併により、内外証券株式会社となり、現在は東海東京証券株式会社）の関連会社（現在は関係解消）栄不動産株式会社として、名古屋市中区南伊勢町1丁目5番地に会社設立。資本金500万円。
昭和26年12月	商号を大起産業株式会社に変更し同時に事業目的も変更する。
昭和27年2月	名古屋繊維取引所会員加入。仲買人登録し受託業務を開始する。
昭和38年3月	本店を現在地に移転。
昭和45年5月	資本金 3,000万円に増資。
昭和46年1月	商品取引所法改正に基づき名古屋繊維取引所商品取引員として改めて許可される。
昭和51年1月	金沢支店開設。
昭和57年2月	東京金取引所会員加入。
昭和58年1月	大阪支店開設。
昭和59年4月	東京穀物商品取引所会員加入。
昭和59年6月	資本金 9,800万円に増資。
昭和59年10月	東京穀物商品取引所商品取引員許可。

昭和59年10月	東京支店開設。
昭和62年11月	東京工業品取引所商品取引員（綿糸・毛糸市場）許可。
平成2年12月	資本金3億5,000万円に増資。
平成3年8月	資本金5億3,000万円に増資。
平成3年9月	東京工業品取引所貴金属市場商品取引員許可。
平成6年7月	資本金6億3,000万円に増資。
平成8年1月	研修所（フューチャーズ・トレーニング・センター）開設。
平成11年6月	東京工業品取引所石油市場商品取引員許可。
平成15年9月	東京工業品取引所ゴム市場商品取引員許可。
平成17年4月	改正商品取引所法に基づき改めて商品取引受託業務の許可をされる。
平成21年6月	第二種金融商品取引業者の登録。
平成21年9月	取次取引員に業態変更。
平成22年12月	商品先物取引法に基づき、商品先物取引業者として許可される。
平成22年12月	社団法人金融先物取引業協会加入。
平成23年4月	取引所為替証拠金取引「くりっく365」の媒介業務を開始。
平成23年10月	大阪支店を奈良市に移転し、関西支店と名称変更。
平成24年12月	金沢支店を富山市に移転し、北陸インフォメーションセンターと名称変更。
平成24年12月	東京支店の移転先として、関東インフォメーションセンターを開設。
平成25年2月	（旧）東京支店廃止。
平成25年10月	金融商品仲介業者の登録。
平成26年1月	取引所株価指数証拠金取引「くりっく株365」の媒介業務を開始。
平成26年1月	一般社団法人金融先物取引業協会脱退。
平成26年2月	第二種金融商品取引業の廃止。

(2) 事業の内容

(a) 商品先物取引業

イ. 国内商品市場取引に係る業務

当社は、商品先物取引法第 190 条第 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣より商品先物取引業の許可を得た商品先物取引業者であり、下記の商品市場において、ドットコモディティ株式会社（平成 26 年 7 月より、楽天証券株式会社に合併）を取次ぎ先とした委託の取次ぎ業務を行っております。（許可番号：農林水産省「指令 2 2 総合第 1 3 5 1 号」、経済産業省「平成 2 2 ・ 1 2 ・ 2 2 商第 6 号」）

また、当社は商品先物取引仲介業者である合同会社東京大起アセットクリエーションの所属商品先物取引業者であります。

なお、当社で取引できる商品は以下のとおりです。

取引所名	当社における取扱商品
㈱東京商品取引所	金、銀、白金、パラジウム、金ミニ取引、白金ミニ取引、ガソリン、灯油、原油、軽油、ゴム(RSS 3 号)、一般大豆、小豆、とうもろこし、粗糖

ロ. 外国商品市場における取引を行う業務

現在、当該業務は行っておりません

ハ. 店頭商品デリバティブ市場における取引を行う業務

該当事項はありません

ニ. 国内商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は、上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 兼業業務

イ. 金融商品取引業務

第二種金融商品取引業者として、平成 23 年 4 月より、東京金融取引所の為替証拠金取引「くりっく 365」の媒介業務（媒介先：カネツFX証券株式会社）を行っていましたが、平成 25 年 10 月に金融商品仲介業の登録を行い、同年 12 月に「くりっく 365」の取り扱いを第二種金融商品取引業者から金融商品仲介業者に変更いたしました。

また、平成 26 年 1 月から東京金融取引所の株価指数証拠金取引「くりっく株 365」の媒介業務（所属金融商品取引業者：カネツFX証券株式会社）を開始しております。

尚、第二種金融商品取引業は平成 26 年 2 月に廃止しております。

登録番号：東海財務局長（金仲） 第 149 号

③ 営業所の状況

（平成 26 年 3 月 31 日現在）

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	愛知県名古屋市中区錦二丁目 2 番 13 号	052-201-6311
関西支店	奈良県奈良市富雄北二丁目 2 番 32 号	0742-51-8381
関東インフォメーションセンター	東京都台東区台東三丁目 15 番 4 号	03-6803-2443
北陸インフォメーションセンター	富山県富山市新桜町 6 番 24 号	076-431-2335

④ 財務の概要

決算年月（平成 26 年 3 月決算期）

(a) 資本金	630,000 千円
(b) 営業収益	537,905 千円
(c) 受取手数料	539,078 千円
(d) トレーディング損益	△1,173 千円
(e) 経常利益	97,771 千円
(f) 当期純利益	230,337 千円
(g) 純資産額規制比率	679.0 %

⑤ 発行済株式総数

発行済株式の総数 9,068,150株 (平成26年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場です。

⑥ 上位10名までの株主の氏名等

(平成26年3月31日現在)

氏名又は名称	保有株式数	割合
	(千株)	(%)
新井紀夫	1,778	19.6
大榮産業(株)	1,550	17.0
従業員持株会	714	7.8
加藤正治	544	6.0
(株)三清社	540	5.9
(株)東亜製作所	430	4.7
余語ミサ	279	3.0
木之村啓二郎	250	2.7
安部益美	235	2.6
(株)トーヨー	229	2.5
計	6,553	72.2

⑦ 役員 の 状 況

(平成26年3月31日現在)

役職名	氏名	代表権の有無	常勤・非常勤の別
取締役会長	新井紀夫	無	常勤
代表取締役社長	田中弘晃	有	常勤
取締役	加藤正治	無	常勤
取締役	岡本藤太	無	非常勤
常勤監査役	渡辺章二	無	常勤
計	5名		

⑧ 役員及び使用人の状況

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

	役員		使用人	計
		うち非常勤		
総数	5名	1名	27名	32名
(うち外務員数)	(4名)	(0名)	(23名)	(27名)

2. 営業の状況

① 営業の経過及び成果

商品先物取引業界を取り巻く厳しい経営環境の下、当社におきましては、平成 25 年 12 月に第二種金融商品取引業者から、金融商品仲介業者に業態を変更し、取引所株価指数証拠金取引（くりっく株 365）の仲介業務を平成 26 年 1 月より開始するなど、積極的な事業戦略と社内体制の改革に取り組んでまいりましたが、当事業年度の業績は、総売買高 100 千枚で前期比 27.5%減となり、受取手数料も前期比 7.8%減の 5 億 39 百万円となりました。

他方、販売費及び一般管理費は、業務の改善や徹底したコスト削減に努めました結果、前期比 16.1%減の 4 億 61 百万円となりましたため、営業利益は 76 百万円のプラスとなりました。さらに営業外損益を加えた経常利益は 97 百万円のプラスとなりましたが、所有不動産の売却益も加わり、税引前当期純利益は 2 億 47 百万円、当期純利益は前期比 1 億 90 百万円増の 2 億 30 百万円となりました。

(1) 受取手数料部門

(a) 国内商品市場取引

5 億 3,418 万円（売買高 100,182 枚）

(b) 外国商品市場取引

該当事項はありません

(c) 店頭商品デリバティブ取引

該当事項はありません

(2) トレーディング部門

(a) 国内商品市場取引

△117 万円（売買高 568 枚）

(b) 外国商品市場取引

該当事項はありません

(c) 店頭商品デリバティブ取引

該当事項はありません

(3) 為替証拠金取引の媒介部門（くりっく365）

受取手数料 443 万円（売買高 14,487 枚）

(4) 株価指数証拠金取引の媒介部門（くりっく株365）

受取手数料 45 万円（売買高 332 枚）

(注) 売買高には受渡しによる決済数量は含まれておりません。

②取引開始基準

1 次の各号に該当する「不相当と認められる勧誘対象者」に対しては、勧誘及び受託は行いません。

- (1) 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 長期入院等随時連絡がとれない者
- (3) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (4) 破産者で復権を得ない者
- (5) 損失が生ずるおそれのある取引を望まない者
- (6) 取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者に対する、取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれがある取引の勧誘
- (7) 商品デリバティブ取引をするための借入の勧誘
- (8) その他、商品先物取引を行う適格性に欠ける者

2 次の各号に該当する「不相当と認められるおそれのある勧誘の対象者」に対しては、原則として勧誘及び受託は行いません。

- (1) 年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という）が収入全体の過半を占めている者
- (2) 年間 500 万円以上の収入を有しない者
- (3) 75 歳以上の高齢者
- (4) デリバティブ取引の経験がない者

3 前項に掲げる者の内、以下の各号に掲げる「例外の要件」を具備していることの確認を得た場合には、勧誘及び受託を認めます。

- (1) 前項(1)及び(2)号については、申告投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。但し、裏付けの資産について、顧客本人しか知り得ない具体的な資産情報を記載した申出書等の提出を得ること。
- (2) 前項(3)号については、「直近の過去3年以内に延べ90日以上」を目安とした商品デリバティブ取引又はこれと同様の外国為替証拠金取引や金融商品等の先物取引等のレバレッジがあると認められる取引の経験があると認められること、及び商品デリバティブ取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることが取引相談室の直接面談による調査によって確認されていること。

(3) 前項(4)号については、直近3年以内90日以上の商品デリバティブ取引又はこれと同様の外国為替証拠金取引や金融商品等の先物取引等のレバレッジがあると認められる取引の経験がない者については、商品デリバティブ取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることの証明を得ていること。

4 口座開設申込書において以下の各号に該当する顧客は、自己の責任と判断において良識ある取引を行う旨の書面を差し入れることを義務付けます。また、管理部は受託契約の締結に先立って顧客に対して電話又は面談により属性調査を行います。

- (1) 銀行、農業・漁業等の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関において直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
- (2) 証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社などのノンバンクにおいて直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
- (3) 国・地方公共団体その他公益機関において直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
- (4) 民間企業等において直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
- (5) 前号にかかわらず当社が確認を必要と判断した者

5 第1項及び第2項に該当しない者であっても、総括管理責任者が商品先物取引を行うのに相応しくないと認めた者に対して受託は行いません。

以上

③ 顧客数 483名 (平成26年3月31日現在)

3. 経理の状況

①貸借対照表

貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,962,790	流 動 負 債	1,788,738
現金及び預金	733,122	1年以内返済長期借入金	33,996
保管有価証券	229,232	未払法人税等	23,078
差入保証金	577,220	預り証拠金	1,688,615
委託者先物取引差金	374,819	賞与引当金	7,900
委託者保護基金預託金	4,000	その他の流動負債	35,149
その他の流動資産	44,395		
固 定 資 産	813,218	固 定 負 債	207,929
有形固定資産	682,273	長期借入金	119,171
建 物	123,286	退職給付引当金	62,139
構 築 物	3,698	役員退任慰労引当金	23,619
器具及び備品	1,119	長期預り保証金	3,000
土 地	554,168	特 別 法 上 の 準 備 金	21,400
無形固定資産	24,299	商品取引責任準備金	21,400
のれん	12,852	負 債 合 計	2,018,068
ソフトウェア	7,474	純 資 産 の 部	
電話加入権	3,972	株 主 資 本	757,940
投資その他の資産	106,646	資 本 金	630,000
投資有価証券	31,564	資 本 剰 余 金	35,789
出 資 金	205	資 本 準 備 金	35,789
長期貸付金	8,762	利 益 剰 余 金	92,151
長期前払費用	712	利 益 準 備 金	122,000
長期差入保証金	11,531	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 29,848
長期未収債権	92,322	別 途 積 立 金	1,440,000
その他の投資資産	45,646	繰越利益剰余金	△ 1,469,848
貸倒引当金	△ 84,097	純 資 産 合 計	757,940
資 産 合 計	2,776,008	負 債 純 資 産 合 計	2,776,008

②損益計算書

損 益 計 算 書

自 平成25年 4月 1日
至 平成26年 3月31日

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益	539,078	
受取手数料		
売買取損益	△ 1,173	537,905
営業費用		
販売費及び一般管理費		461,892
営業利益		76,012
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,038	
不動産賃貸収入	40,928	
投資有価証券清算益	8	
その他の営業外収益	664	43,639
営業外費用		
支払利息	8,129	
不動産賃貸費用	8,039	
消費寄託費用	4,827	
貸倒引当金繰入額	883	21,880
経常利益		97,771
特別利益		
商品取引責任準備金戻入額	3,900	
固定資産売却益	159,363	163,263
特別損失		
固定資産除却損		13,248
税引前当期純利益		247,785
法人税、住民税及び事業税		17,448
当期純利益		230,337

③株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

自 平成25年4月 1日
至 平成26年3月31日

(単位:千円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
平成25年4月1日残高	630,000	35,789	35,789	122,000	1,440,000	△1,700,186	△138,186	527,602
事業年度中の変動額								
当期純利益						230,337	230,337	230,337
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	230,337	230,337	230,337
平成26年3月31日残高	630,000	35,789	35,789	122,000	1,440,000	△1,469,848	92,151	757,940

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成25年4月1日残高			527,602
事業年度中の変動額			
当期純利益			230,337
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計			230,337
平成26年3月31日残高			757,940

④個別注記表

【重要な会計方針に関する注記】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法
その他の有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法
保管有価証券	商品先物取引法施行規則第 39 条の規定により（株）日本商品清算機構が定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。
利付国債証券	額面金額の 80%
社債（上場銘柄）	額面金額の 70%
株券（一部上場銘柄）	時価の 70%相当額
倉荷証券	時価の 70%相当額

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

なお、主な科目の耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8～47 年
構 築 物	10～30 年
器具及び備品	5～20 年

(2) 無形固定資産

定額法

(3) 長期前払費用

定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込

	額を計上しております。
(2) 賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
(3) 退職給付引当金	従業員の退職金の支給に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額（簡便法による期末自己都合要支給額の100%）に基づき計上しております。
(4) 役員退任慰労引当金	役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
(5) 商品取引責任準備金	商品取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に定めるところによる積立限度額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保資産

(担保資産の内訳)

定期預金	380,000 千円
建 物	116,725
構 築 物	3,698
土 地	553,703
投資有価証券 (注)	13,390
計	1,067,517

(対応する債務の内訳)

商品先物取引法第179条第7項の規定に基づく 銀行の預託の委託契約極度額に対する求償債務	510,000 千円
1年以内返済長期借入金	24,000 千円
長期借入金	100,000 千円

(注) 投資有価証券は、ドットコモディティ株式会社への取次保証金として、及び、日本商品委託者保護基金との基金代位弁済委託契約（商品先物取引法施行規則第98条の規定に基づく委託者資産保全措置額は20,000千円）に基づく担保として差し入れているものであります。

(2) 預託資産

商品先物取引法等関係法令により預託すべき取引証拠金の代用として、ドットコムディティ株式会社へ預託している資産は次のとおりであります。

保管有価証券	229,232 千円
差入保証金	573,220
計	802,452

(3) 分離保管資産

商品先物取引法第 210 条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産は、147 千円であります。

なお、同法施行規則第 98 条の規定に基づく委託者資産保全措置額は、20,000 千円であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 316,086 千円

3. 偶発債務

(厚生年金基金の特例解散について)

当社が加入する「ナオリ厚生年金基金」(総合型)は、平成 26 年 2 月 27 日開催の代議員会で特例解散の方針を決議いたしました。当方針決議により、同基金解散に伴う費用の発生が現時点で見込まれますが、不確定要素が多いため合理的に金額を算定することは困難であります。

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高 269 千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当事業年度末株式数
普通株式	9,068,150 株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	29,509 千円
賞与引当金	2,791
退職給付引当金	21,953

役員退任慰労引当金	8,344
商品取引責任準備金	7,560
欠損金	502,427
その他	3,645
繰延税金資産小計	576,233
評価性引当額	△576,233
繰延税金資産合計	0

【退職給付に関する注記】

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。
また、この他に複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金に加盟しております。

2. 退職給付債務及びその内訳（平成 26 年 3 月 31 日現在）

退職給付債務	62,139 千円
退職給付引当金	62,139

3. 退職給付費用の内訳

勤務費用	3,051 千円
掛 金	11,346
退職給付費用	14,397

4. 退職給付債務の計算方法

簡便法（期末時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入等による方針であります。

借入金等の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 26 年 3 月 31 日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれら

の差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	733,122	733,122	—
(2) 差入保証金	577,220	577,220	—
(3) 委託者先物取引差金	374,819	374,819	—
(4) 長期貸付金	8,762		
貸倒引当金	<u>△6,262</u>		
	2,500	2,500	—
(5) 長期未収債権	92,322		
貸倒引当金	<u>△51,505</u>		
	40,816	40,816	—
(6) 預り証拠金	(1,688,615)	(1,688,615)	—
(7) 長期借入金	(153,167)	(153,167)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

1年以内返済予定長期借入金については、長期借入金に含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、及び(2) 差入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 委託者先物取引差金

委託者の先物取引について、商品取引所の価額によっております。

(4) 長期貸付金、及び(5) 長期未収債権

長期貸付金、及び、委託者に対する長期未収債権について、個別に回収可能性を検討した回収可能見込額によっております。

(6) 預り証拠金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

2. 非上場株式(貸借対照表計上額 31,564 千円)は、市場価格がなく、かつ将来、キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には記載しておりません。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、名古屋市及び神奈川県において、賃貸用不動産（土地を含む。）を有しておりましたが、平成26年3月に神奈川県の賃貸用不動産を売却いたしました。平成26年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、32,889千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。なお、減損損失は、発生しておりません。

2. 賃貸不動産の時価等に関する事項

（単位：千円）

貸借対照表計上額	時価
299,345	198,046

（注）1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、主として「固定資産税評価額」に基づいて合理的な方法で算定した金額であります。

【資産除去債務に関する注記】

当社は、本社及び支店オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期間が明確でなく、将来本社及び支店を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	83円58銭
1株当たり当期純利益	25円40銭

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。